

平成29年7月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第35763号 特許権侵害差止請求事件

口頭弁論の終結の日 平成29年5月12日

判 決

東京都品川区西五反田二丁目8番1号

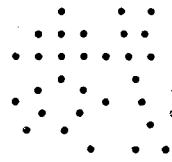
原	告	フ	リ	ー	株	式	会	社
同代表者代表取締役		佐	々	木		大		輔
同訴訟代理人弁護士		服		部		謙	太	朗
同		飯		田				圭
同		山		本		飛		翔
同補佐人弁護士		大		谷				寛

東京都港区芝五丁目33番1号 森永プラザビル本館17階

被	告	株	式	会	社	マ	ネ	ー	フ	ォ	ワ	ー	ド
同代表者代表取締役		辻				庸						介	
同訴訟代理人弁護士		久	保	利		英						明	
同		上		山								浩	
同		塩		月		秀						平	
同		根		本								浩	
同		中		川		紘						平	
同		高		梨		義						幸	
同		濱		田								慧	
同補佐人弁護士		佐		藤								睦	
同		大		石		幸						雄	

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。



事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を生産し、又は使用してはならない。
- 2 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を廃棄せよ。
- 3 被告は、別紙被告方法目録記載の方法を使用してはならない。

第 2 事案の概要

本件は、発明の名称を「会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラム」とする発明についての特許権を有する原告が、被告による別紙被告製品目録記載の各製品（以下、順に「被告製品 1」などといい、総称して「被告製品」という。）の生産等、並びに別紙被告方法目録記載の方法（以下「被告方法」という。）の使用が上記特許権を侵害していると主張して、被告に対し、特許法 100 条 1 項及び 2 項に基づき、被告による上記各行為の差止め及び被告製品の廃棄を求める事案である。

1 前提事実等（証拠を掲記したほかは、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 原告

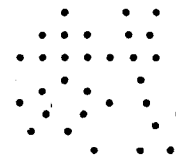
原告は、中小企業及び個人事業主向けに経理の自動化を可能とするソフトウェアの開発、提供等を業とする株式会社である。

イ 被告

被告は、家計簿アプリのソフトウェア開発、提供等を行うとともに、他サービスとして会計ソフト等の開発、提供等を業とする株式会社である。

(2) 原告の特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、これに係る特許を「本件特許」という。また、本件特許出願の願書に添付された明細書を「本件明細書」という。）を有している。



ア 特許番号 第 5 5 0 3 7 9 5 号

イ 発明の名称 会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラム

ウ 出願日 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日

(特願 2 0 1 3 - 5 5 2 5 2 の分割, 原出願日平成 2 5 年 3 月 1 8 日)

エ 登録日 平成 2 6 年 3 月 2 0 日

(3) 本件特許の特許請求の範囲

本件特許に係る特許請求の範囲の請求項 1, 1 0, 1 3 及び 1 4 の記載は, 本判決添付の本件特許に係る特許公報の該当項記載のとおりである (以下, 各発明を順に「本件発明 1」, 「本件発明 1 0」, 「本件発明 1 3」, 「本件発明 1 4」といい, これらを総称して「本件発明」という。なお, 本件発明 1 0 は, 本件発明 1 に従属する発明をいう。)

(4) 本件発明の構成要件

本件発明を構成要件に分説すると, 次のとおりである (以下, 分説した構成要件をそれぞれの符号に従い「構成要件 1 A」のようにいう。)

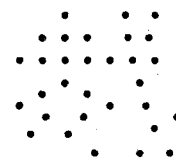
ア 本件発明 1

1 A クラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理装置であって, ユーザーにクラウドコンピューティングを提供するウェブサーバを備え,

1 B 前記ウェブサーバは, ウェブ明細データを取引ごとに識別し,

1 C 各取引を, 前記各取引の取引内容の記載に基づいて, 前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して, 特定の勘定科目に自動的に仕訳し,

1 D 日付, 取引内容, 金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成し, 作成された前記仕訳データは, ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され, 前記コンピュータのウェブブラウザに, 仕訳処理画面として表示され, 前記仕訳処理画面は, 勘定科目



を変更するためのメニューを有し、

1 E 前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う

1 F ことを特徴とする会計処理装置。

イ 本件発明 1 0

1 0 A 前記ウェブ明細データをインターネット上から自動的に取得するウェブ明細データ取得部をさらに備える

1 0 B ことを特徴とする請求項 1 に記載の会計処理装置。

ウ 本件発明 1 3

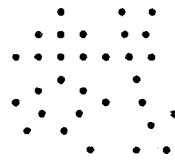
1 3 A ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理方法であって、

1 3 B 前記ウェブサーバが、ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、

1 3 C 前記ウェブサーバが、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、

1 3 D 前記ウェブサーバが、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを含み、作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示され、前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有し、

1 3 E 前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容



の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う

1 3 F ことを特徴とする会計処理方法。

エ 本件発明 1 4

1 4 A ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理プログラムであって、

1 4 B 前記ウェブサーバに、ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、

1 4 C 各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、

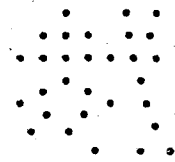
1 4 D 日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを含み、作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示され、前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有し、

1 4 E 前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う

1 4 F ことを特徴とする方法を実行させるための会計処理プログラム。

(5) 被告の行為

被告は、いわゆるクラウド型会計ソフトとして「MFクラウド会計」のサービスを提供しており、これにより、被告製品を生産、使用し、また、被告



方法を使用している。

原告は、被告方法のうちの勘定科目提案機能（以下「本件機能」という。）に係る部分の構成は別紙「原告主張に係る被告方法の構成」のとおりであり、被告製品についても同構成により特徴付けられると主張するのに対し、被告は、別紙「原告主張に係る被告方法の構成」のうち下線が付された部分の構成を争う。

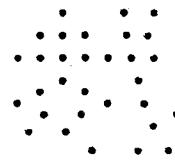
(6) 被告製品及び被告方法の構成要件充足性

原告は、被告製品 1 が本件発明 1 及び 1 0 の技術的範囲に属し、被告製品 2 が本件発明 1 4 の技術的範囲に属し、被告方法が本件発明 1 3 の技術的範囲に属すると主張し、被告はこれを争う。

被告製品 1 は、構成要件 1 A, 1 B, 1 D 及び 1 0 A を充足し、被告製品 2 は、構成要件 1 4 A, 1 4 B 及び 1 4 D を充足し、被告方法は、構成要件 1 3 A, 1 3 B 及び 1 3 D を充足する。

(7) 均等侵害の成立要件

特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、同部分が特許発明の本質的部分ではなく（以下「第 1 要件」という。）、同部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって（以下「第 2 要件」という。）、上記のように置き換えることに、当業者が対象製品等の製造等の時点において容易に想到できたものであり（以下「第 3 要件」という。）、対象製品等が、特許発明の出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから同出願時に容易に推考できたものではなく（以下「第 4 要件」という。）、対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは（以下「第 5 要件」という。）、上記対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲



に属するものと解される（最高裁平成10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁）。

2 争点

(1) 文言侵害の成否（争点1）

構成要件1C, 1E, 1F, 10B, 13C, 13E, 13F, 14C, 14E及び14Fの充足性

(2) 均等侵害の成否（争点2）

(3) 被告製品及び被告方法の特定の適否（争点3）

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（文言侵害の成否）について

《原告の主張》

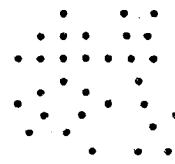
ア 被告方法と本件発明13との対比

(ア) 構成要件13C

a 同構成要件を充足すること

本件発明に係る「対応テーブル」とは、「取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持するデータ」を意味する。「テーブル」という用語が、たとえば「ルックアップテーブル」の用例にみられるように、「入力に対応する出力を対応づけるデータ」を意味することは当業者にとって明らかである。

一方、被告方法は、摘要の記載に基づいて、記載に含まれるキーワードと勘定科目とを対応づけておき、これを参照するが（構成c）、当該対応づけは、教師あり学習の成果として生成された対応づけを表すデータとして記憶されている（構成g）から、被告方法においては、摘要の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを表すデータを参照して、勘定科目の自動付与がされている。このことは、被告が提供するサービスについて原告が行った動作確認の結果（甲6、



8, 9) から明らかである。

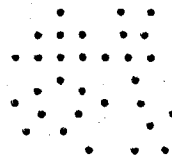
したがって、被告方法は、構成要件13C「前記ウェブサーバが、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、」を充足する。

b 被告の主張に対する反論

クレームの文言上、対応関係の個数について何ら限定的な記載がないから、「対応テーブル」について、取引内容の記載に含まれるキーワードに複数の勘定科目が対応づけられているものが除かれることはない。

また、本件発明のクレームには、「対応テーブル」について、数式を用いて入力に対応する出力を対応づけるものは除かれるとの解釈をすべき限定もない。加えて、「ルックアップテーブル」の概念には入力に対応する処理を行う関数を呼び出すことで入力に対して出力を対応づけることが包含されており（甲13）、「テーブル」の概念においても当然関数が呼び出されることが包含されている。したがって、被告方法のアルゴリズムにおいて数式が用いられていることのみをもって本件発明の「対応テーブル」の非充足という結論は得られないことが明らかである。

さらに、被告が指摘する自動仕訳の結果（乙1）について、そこに記載された本取引①ないし⑭は、例えば、本取引⑥の摘要「店舗チケット」に記載された「店舗」「チケット」「店舗チケット」の三つの単語全てを用いるというのが被告の主張であるところ、被告は、本取引⑥の仕訳結果は、「店舗」に対応する「福利厚生費」又は「チケット」に対応する「短期借入金」のいずれかになるはずで



あるとして、「店舗チケット」に対応づけられた勘定科目を看過している。また、本取引⑮ないし⑱について、被告は、本件機能は、単にキーワードのみに着目して、特定の単語に対応する特定の勘定科目を出力していないと主張するが、構成要件13Cは「前記各取引の取引内容の記載に基づいて」仕訳処理を行うとされ、「取引内容の記載『のみ』に基づ」くと規定されていないから、被告の主張は前提を欠く。さらに、本取引⑲ないし㉔では、未知のキーワードの一部に勘定科目と対応づけられているものがあれば、当該勘定科目が付与されるし、未知のキーワードについては一律に金額に応じた勘定科目を付与する例外処理の存在も窺われ、本訴提起後に被告が改変を施した結果とも解することができる。

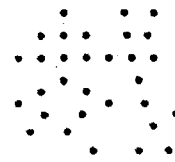
(イ) 構成要件13E

a 同構成要件を充足すること

本件発明における「優先ルール」とは、文言どおり「優先する規則」を意味する。

一方、被告方法においては、摘要の記載に複数のキーワードが含まれる場合に、いずれか1つのキーワードによりキーワードと勘定科目との対応づけを参照した結果に基づいて、当該キーワードに対応づけられた勘定科目が付与されており（構成e）、当該対応づけは、教師あり学習の成果として生成された対応づけを表すデータとして記憶されている（構成g）。このことは、被告が提供するサービスについて原告が行った動作確認の結果（甲6，8，9）から明らかである。

複数のキーワードのうち、いずれか1つのキーワードによりキーワードと勘定科目との対応づけを参照した結果に基づいて勘定科目を付与することは、当該キーワードをその他のキーワードよりも優先的に扱うことに他ならないから、被告方法においては、複数のキーワード



が含まれる場合にいずれか1つを最も優先するルールが適用されているというべきである。

したがって、被告方法においては、学習成果であるキーワードと勘定科目との対応づけを表すデータを参照した自動仕訳において、複数のキーワードが摘要の記載に含まれる場合にいずれかのキーワードを優先する処理がされており、構成要件13E「前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う」を充足する。

b 被告の主張に対する反論

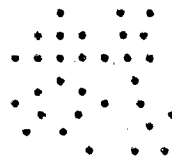
構成要件13Eには、優先順位の最も高いキーワードにより対応テーブルを参照して自動仕訳を行うことが規定されているのであって、当該キーワード以外のキーワードの取り扱いについて限定的な記載はない。本件明細書においても、いずれか1つのキーワードに限られず、各キーワードが対応テーブルの参照において用いられる例が開示されている（段落【0059】）。したがって、本件発明における「優先ルール」について、いずれか1つのキーワード以外を一切仕訳において用いないものであると限定解釈することはできない。

(ウ) 構成要件13F

被告方法は、クラウドシステム上で行われる会計処理であるから（構成a）、構成要件13F「ことを特徴とする会計処理方法。」を充足する。

イ 被告製品1と本件発明1及び10との対比

構成要件1C及び1Eは、構成要件13C及び13Eと実質的に同一であるから、被告製品1は構成要件1C及び1Eを充足する。また、被告製品1は、会計処理を行うクラウドシステムであるから（構成a）、構成要件1F



「ことを特徴とする会計処理装置。」及び構成要件１０Ｂ「ことを特徴とする請求項１に記載の会計処理装置。」を充足する。

ウ 被告製品２と本件発明１４との対比

構成要件１４Ｃ及び１４Ｅは、構成要件１３Ｃ及び１３Ｅと実質的に同一であるから、被告製品２は構成要件１４Ｃ及び１４Ｅを充足する。また、被告製品２は、クラウドシステムにおいて会計処理を提供するためのプログラムであるから、構成要件１４Ｆ「ことを特徴とする方法を実行させるための会計処理プログラム。」を充足する。

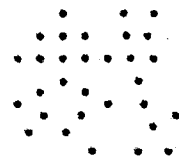
《被告の主張》

ア 被告方法と本件発明１３との対比

(ア) 構成要件１３Ｃ

本件発明における「対応テーブル」とは、「取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブル」であり、そのクレームの文言上、特定のキーワードの１つ１つに対して特定の勘定科目が対応づけられているテーブルを意味することは明らかである。なお、「テーブル」とは何らかのデータ全般を意味するのではなく、「配列」すなわち対比表のデータのことを意味する。

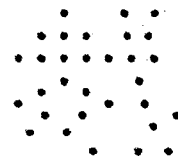
一方、被告製品の本件機能は、いわゆる機械学習を利用して、入力された取引内容に対応する勘定科目をコンピュータが「推測」するものである。機械学習とは、「コンピュータにヒトのような学習能力を獲得させるための技術の総称」といわれており、コンピュータが、データ識別等の判断に必要なアルゴリズムを、事前に取り込まれる学習データから自律的に生成し、新たなデータについてこれを適用して予測を行う技術のことをいう。被告は、これまでのサービスの提供を通じて自らが保有する莫大な数の実際の仕訳情報の中から抽出した膨大なデータを、学習データとして利用することで（すなわち、既に正解が判明している大量の取引データをコンピ



ュータに入力して学習させることで), 新たな取引についても, より高い確率で適切な勘定科目に仕訳することができるようなアルゴリズムをコンピュータに自律的に生成させ, これを本件機能に用いているのである。このアルゴリズムは, 極めて複雑な多数の数式の組み合わせから構成されるものであって, キーワードと勘定科目の「対応テーブル」を参照するなどというものではないし, そもそもキーワードと勘定科目が対応づけられたテーブルなど保持していない。

このことは, 実際にMFクラウド会計の本件機能を使って, 様々な入力例に対して提案される自動仕訳の結果(乙1)によっても明らかである。例えば, 本取引⑥における「店舗チケット」の入力に対する出力は, 「店舗チケット」を構成する「店舗」に対応する「福利厚生費」又は「チケット」に対応する「短期借入金」のいずれでもない「旅費交通費」となっているし, 本取引⑦も同様であるが, このような結果は, 原告が主張するような「対応テーブル」が存在するとすれば説明がつかない。また, 本取引⑮と⑯, ⑰と⑱, ⑮と⑰, ⑯と⑱をそれぞれ比べると分かるように, 取引金額やサービスカテゴリーが変わることによって, 表示される勘定科目が異なったものになっているから, 本件機能は, 単にキーワードのみに着目して, 特定の単語に対応する特定の勘定科目を出力している訳でもなく, このことから本件機能が「対応テーブル」を有していないことは明らかである。さらに, 本取引⑲ないし⑳では, 通常の日本語にはない単語, すなわち「対応テーブル」に登録されているはずのない単語が摘要に記載されている場合であっても, 特定の勘定科目が表示されており, 本件機能が, ある特定のキーワードに着目して, かかるキーワードと勘定科目との「対応テーブル」を参照するという方法を採用していないことを端的に示している。

このように, 被告方法は, 摘要の記載に含まれ得るキーワードと勘定科



目との対応づけなど保持しておらず、勘定科目を自動的に付与するために、そのような対応づけを参照することもないから、構成要件 1 3 C を充足しない。

(イ) 構成要件 1 3 E

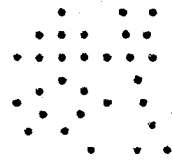
本件発明における「優先ルール」とは、漠たる「優先する規則」全般を意味するものでなく、クレームの文言自体から明らかなとおり、取引内容に含まれる複数のキーワードに対し適用されるルールであって、複数のキーワードの中から「優先順位の最も高いキーワード」を 1 つ選出するためのルールである。

一方、本件機能は、摘要に複数の単語が記載されている場合、それら全ての単語を機械学習により自律的に生成されたアルゴリズムに入力して勘定科目を推定しており、勘定科目の仕訳に用いるキーワードを一つに絞ることはしていないから、そもそも「優先順位の最も高いキーワード」が選出されることはないし、「優先ルール」に相当するものも存在していない。

このことも、本件機能を使った実際の自動仕訳の結果（乙 1）から明らかである。例えば、本取引⑦は、「商品店舗チケット」の入力に対し勘定科目の推定結果として「仕入高」が出力されているが、各キーワードである「商品」、「店舗」及び「チケット」を入力とした場合（本取引①ないし③）の出力である「備品・消耗品費」、「福利厚生費」及び「短期借入金」のいずれとも一致していないから、本件機能に「優先ルール」が存在しないことが明らかである。

したがって、被告方法は構成要件 1 3 E を充足しない（そもそも、上記（ア）のとおり、本件機能は「対応テーブル」を保持していないから、この点からも構成要件 1 3 E を充足しない。）

(ウ) 構成要件 1 3 F



被告方法は、少なくとも構成要件 1 3 C 及び 1 3 E を充足しないから、
構成要件 1 3 F も充足しない。

イ 被告製品 1 と本件発明 1 及び 1 0 との対比

構成要件 1 3 C 及び 1 3 E についてと同様の理由により、被告製品 1 は、
構成要件 1 C 及び 1 E を充足しない。また、このことにより、被告製品 1
は、構成要件 1 F 及び 1 0 B も充足しない。

ウ 被告製品 2 と本件発明 14 との対比

構成要件 1 3 C 及び 1 3 E についてと同様の理由により、被告製品 2 は、
構成要件 1 4 C 及び 1 4 E を充足しない。また、このことにより、被告製品
2 は、構成要件 1 4 F も充足しない。

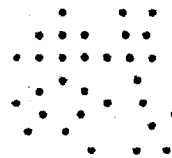
(2) 争点 2 (均等侵害の成否) について

《原告の主張》

仮に、被告方法において参照される対応づけを表すデータ (構成 g) に本
件発明の「対応テーブル」と異なる部分があるとしても、均等侵害が成立す
る。

ア 第 1 要件について

本件発明は、原告サービスの開発過程で生まれた、従来技術には見られな
い特有のコンセプトであり、①ウェブ明細データをクラウドコンピューティ
ングにおける会計処理に用い、②当該ウェブ明細データに含まれる各取引に
与えるべき勘定科目を自動的に付与するための対応づけを保持させておく。
そして、③上記対応づけを各取引内容の記載に基づいて参照する際に、当該
記載に複数のキーワードが含まれる場合に、取引の正確な分析の上で支配的
なキーワードを優先する処理を行うことによって、上記対応づけに保持され
ていない、いわば未知の記載が入力されても、仕訳結果の精度を高める。上
記①ないし③が有機的に結びつくことによって、本件発明は、クラウド会計
ソフトにおける仕訳の自動化を初めて実用的に可能とし、原告サービスの劇



的な普及を支えたから、上記①ないし③が、本件発明の本質的部分である。

被告製品及び被告方法は、①ウェブ明細データをクラウドコンピューティングにおける会計処理に用い（構成 a 及び b）、②当該ウェブ明細データに含まれる各取引に与えるべき勘定科目を自動的に付与するための対応づけを保持させておき（構成 c ないし g）、③上記対応づけを各取引内容の記載に基づいて参照する際に、当該記載に複数のキーワードが含まれる場合、取引の正確な分析の上で支配的なキーワードを優先する処理を行う（構成 e 及び g）。

したがって、被告製品及び被告方法は、本件発明の本質的部分である上記①ないし③をすべて用いるものであり、本質的部分において異なる部分はなく、均等侵害の第 1 要件を充足する。

イ 第 2 要件について

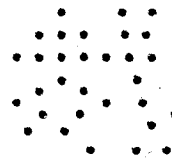
本件機能も本件発明も、入力された取引を特定の勘定科目に自動的に仕訳する機能を有している点においては共通しており、また、ウェブ上から明細データを取り込むことによって取引を入力しているから、被告製品及び被告方法においても、事後的なウェブ明細データの分析を通じた自動仕訳という本件発明と共通した課題解決原理によって、簡便な会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムを提供するという本件発明と同一の目的を達することができる。

被告製品及び被告方法において、対応づけを表すために、本件発明の「対応テーブル（狭義解釈）」を機械学習の学習成果によって置換すれば、ヒトにより生成された「対応テーブル（狭義解釈）」と同等の結果をもたらすことが明らかであり、それが機械学習の目的であるといっても過言ではない。

したがって、被告製品及び被告方法は、均等侵害の第 2 要件を充足する。

ウ 第 3 要件について

被告製品の生産及び使用並びに被告方法の使用は、平成 28 年 8 月 30 日



に開始されているところ、当該開始時点において、本件発明の「対応テーブル（狭義）」を機械学習の学習成果により置き換えることは、当業者において容易に想到できたことが明らかである。

被告が用いる機械学習のソフトウェアは「Microsoft Azure」とすると合理的に解されるところ、「Microsoft Azure」は、機械学習サービスである「Azure Machine Learning」を平成26年11月から無償のトライアルとして広く提供しており、この当時から、機械学習に「必要な環境は全て提供されていて、Webブラウザとインターネットに接続できる回線があれば、すぐに始めることができ」るようになりつつあった（甲15）。してみれば、被告製品の生産及び使用並びに被告方法の使用の開始時点である平成28年8月30日には、キーワードと勘定科目との対応づけをヒトによって生成するのではなく、学習データさえあれば「Azure Machine Learning」を用いて機械学習の成果物とすることが極めて容易であった。

なお、仮に被告が用いる「機械学習のソフトウェア」が「Azure Machine Learning」でないとしても、上記開始時点における技術水準として、機械学習の利用が容易になっていたことは変わらず、置換容易性に影響を与えない。

また、「優先ルール（狭義）」についても同様であり、これをヒトによって生成するのではなく、機械学習の成果物とすることは極めて容易であった。

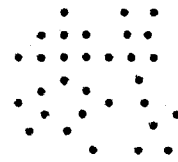
したがって、被告製品及び被告方法は、均等侵害の第3要件を充足する。

エ 第4要件及び第5要件について

第4要件及び第5要件の充足を否定する事情は見当たらない。

《被告の主張》

原告は、本件発明の構成中、被告製品及び被告方法と異なる部分として、「対応テーブル」のみを前提としているようであるが、前記のように、被告製



品及び被告方法は、さらに少なくとも「優先ルール」をも充足しないから、仮に原告の主張を前提としても、均等侵害が成立することはない。この点を措いても、被告製品・方法は、少なくとも均等侵害の第1要件、第2要件、第3要件及び第5要件を欠くから、均等侵害は成立しない。

ア 第1要件について

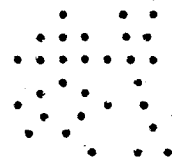
本件発明は、出願審査の過程において、進歩性欠如等を理由とする平成25年11月1日付拒絶理由通知（乙3）を受けた。本件発明の構成要件13E以外の構成は、拒絶理由通知の引用文献（乙4、乙5）に全て開示されていた。そのため、原告は、平成25年12月17日付手続補正書（乙6）において、構成要件13Eの構成を追加する減縮を行い、その結果特許査定を受けた。以上の経緯によれば、本件発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分は、構成要件13Eであることが明らかである。

したがって、本件発明の本質的部分は、取引内容の記載に複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの「優先ルール」を適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、「対応テーブル」の参照を行う構成であるから、当該構成を備えていない被告製品・方法は、本件発明と本質的部分が相違しており、均等侵害の第1要件を欠いている。

イ 第2要件について

本件発明は、各取引の取引内容の記載に複数のキーワードが含まれている場合において、「優先ルール」を適用することによりキーワードを1つに絞り、そのキーワードを用いて「対応テーブル」を参照することにより、各取引の勘定科目を自動的に仕訳するものである。

これに対して、被告製品・方法は、取引内容の記載に複数のキーワードが含まれている場合はそれら全てのキーワードと、さらにサービスカテゴリや金額も、機械学習により自律的に生成されたアルゴリズムに入力して、勘定科目を選択している。



このように勘定科目を選択するアルゴリズムが全く異質である以上、どれだけ精度の高い勘定科目を選定できるかという作用効果は、本件発明と被告製品・方法とで異なっていると考えられる。

したがって、両者の作用効果（適切な勘定科目を選択する精度）は異なっており、均等侵害の第2要件も欠いている。

ウ 第3要件について

各取引の取引内容の記載に複数のキーワードが含まれている場合において、「優先ルール」を適用することによりキーワードを1つに絞り、そのキーワードを用いて「対応テーブル」を参照することにより、各取引の勘定科目を自動的に仕訳するという本件発明の構成と、取引内容の記載に複数のキーワードが含まれている場合はそれら全てのキーワードと、さらにサービスカテゴリや金額も、機械学習により自律的に生成されたアルゴリズムに入力して、勘定科目を選択するという被告製品・方法の構成は、技術的に全く異質のものであり、現時点においてさえ置換が容易といえないことが明らかである。したがって、均等侵害の第3要件も欠いている。

なお、被告製品・方法においては、「Microsoft Azure」を利用していない。

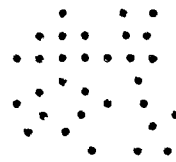
エ 第5要件について

上記のとおり、原告は、本件特許の出願審査の過程において、拒絶理由を解消するために構成要件13Eを追加する補正を行い、これにより特許査定を受けることができた。これによれば、原告は、構成要件13Eを備えない構成を特許請求の範囲から意識的に除外したものであるから、均等侵害の第5要件も欠いている。

(3) 争点3（被告製品及び被告方法の特定の適否）について

《原告の主張》

被告が提供する会計サービス「MFクラウド会計」は、それが一つの会計ソフトとして有償又は無償で提供されているものであり、本件機能を含む各機能



が個別に提供されるものではないから、原告は本件機能追加以降の上記サービスを対象として、被告製品及び被告方法を十分特定している。

《被告の主張》

原告が請求原因において対象としているのは、被告が平成28年8月20日にリリースした勘定科目提案機能（本件機能）であるところ、被告製品及び被告方法には、本件機能と無関係な多くの機能を提供するシステム、プログラム及び方法が含まれているから、広範に過ぎて特定が不十分であるし、本件訴訟の提起が濫用的な権利行使であることを強く窺わせるから、原告の請求は直ちに棄却されるべきである。

第3 当裁判所の判断

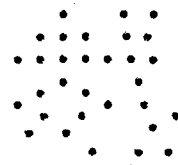
1 争点1（文言侵害の成否）について

(1) 構成要件13C及び13Eについて

ア 構成要件13C及び13Eの解釈

前記のとおり、本件発明13の構成要件13Cは、「前記ウェブサーバが、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、」というものであり、構成要件13Eは、「前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行う」というものである。

そして、①テーブルとは、「表。一覧表。」（広辞苑第6版）の意味を有することからすると、本件発明13における「対応テーブル」とは、結局、「取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応表のデータ」を意味すると解されること、②仮に取引内容に含まれた1つのキーワード以外のキーワードも仕訳に使用するのでは

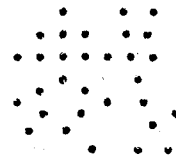


れば、「優先順位の最も高いキーワードを選択し、それにより対応テーブルを参照する」ことをあえて規定する意味がなくなるし、「対応テーブル」（取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応表のデータ）をどのように参照するかも不明になること、③本件明細書においても、取引内容に含まれた1つのキーワードのみを仕訳に使用する構成以外の構成は一切開示されていないこと、以上の諸点を考慮して、上記構成要件の文言を解釈すると、結局、本件発明13は、「取引内容の記載に複数のキーワードが含まれる場合には、キーワードの優先ルールを適用して、優先順位の最も高いキーワード1つを選び出し、それにより取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応テーブル（対応表のデータ）を参照することにより、特定の勘定科目を選択する」という構成のものであると解すべきである。

イ 原告の主張について

これに対し、原告は、構成要件13Eには、優先順位の最も高いキーワードにより対応テーブルを参照して自動仕訳を行うことが規定されているのであって、当該キーワード以外のキーワードの取り扱いについて限定的な記載はなく、いずれか1つのキーワード以外を一切仕訳において用いないものであると限定解釈することはできず、本件明細書においても、いずれか1つのキーワードに限られず、各キーワードが対応テーブルの参照において用いられる例が開示されている（段落【0059】）とか、構成要件13Cは「前記各取引の取引内容の記載に基づいて」仕訳処理を行うとされ、「取引内容の記載『のみ』に基づ」くと規定されていないと主張する。

しかしながら、上記アで説示したとおり、原告主張のように、取引内容に含まれた1つのキーワード以外のキーワードも仕訳に使用するものであれ



ば、「優先順位の最も高いキーワードを選択し、それにより対応テーブルを参照する」ことをあえて規定する意味がなくなるし、「対応テーブル」

(取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応表のデータ)をどのように参照するかも不明になるから、原告の上記解釈は不合理なものといわざるを得ない。

現に、本件明細書には、取引内容に含まれた1つのキーワード以外にも仕訳に使用することは一切開示されていない。なお、原告の指摘する段落【0059】の記載は、「上記例に戻ると、本発明の一実施形態では、対応テーブルに、「モロゾフ」、「JR」、「三越伊勢丹」がそれぞれ登録されており、「モロゾフ」はおおよそ取引が推測できるpartnerキーワードとして、「JR」は多角的な企業グループとして、「三越伊勢丹」は商業施設名として登録されている。上記例は、当該対応テーブルを参照するとこの3つのキーワードに部分一致することとなるが、この中で、最も説明力が高いと考えられる「モロゾフ」が勘定科目を規定し、「接待費」が候補として自動的に表示される。」というものであるから、取引内容に含まれる「モロゾフ」という1つのキーワードのみによって対応テーブルを参照していることが明らかである。

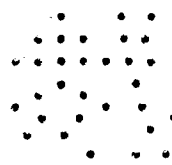
したがって、原告の上記主張はいずれも採用できない。

(2) 被告方法について

ア 被告方法の認定

原告による被告方法の実施結果は、別紙「原告による被告方法の実施結果」記載のとおりであり、被告による被告方法の実施結果は、別紙「被告による被告方法の実施結果」記載のとおりである。

上記2つの実施結果は、両立しうるものというべきであり、また、それぞれの信用性を疑わせるような事情は特に認められないところ、後者の実施結果によれば、次の事実が認められる。

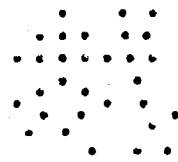


すなわち、入力例①及び②によれば、摘要に含まれる複数の語をそれぞれ入力して出力される勘定科目の各推定結果と、これらの複数の語を適宜組み合わせた複合語を入力した場合に出力される勘定科目の推定結果をそれぞれ得たところ、複合語を入力した場合に出力される勘定科目の推定結果が、上記組み合わせ前の語を入力した場合に出力される勘定科目の各推定結果のいずれとも合致しない例（本取引⑥⑦⑭）が存在することが認められる。例えば、本取引⑦において、「商品店舗チケット」の入力に対し勘定科目の推定結果として「仕入高」が出力されているが、「商品店舗チケット」を構成する「商品」、「店舗」及び「チケット」の各単語を入力した場合の出力である「備品・消耗品費」、「福利厚生費」及び「短期借入金」（本取引①ないし③）のいずれとも合致しない。

また、入力例③及び④によれば、摘要の入力が同一であっても、出金額やサービスカテゴリーを変更すると、異なる勘定科目の推定結果が出力される例（本取引⑮ないし⑱）が存在することが認められる。

さらに、入力例⑤及び⑥によれば、「鴻働葡賃」というような通常の日本語には存在しない語を入力した場合であっても、何らかの勘定科目の推定結果が出力されていること（本取引⑲ないし㉔）が認められる。

以上のような被告による被告方法の実施結果によれば、原告による被告方法の実施結果を十分考慮しても、被告方法が上記アのと通りの本件発明13における「取引内容の記載に複数のキーワードが含まれる場合には、キーワードの優先ルールを適用して、優先順位の最も高いキーワード1つを選び出し、それにより取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応テーブル（対応表のデータ）を参照することにより、特定の勘定科目を選択する」という構成を採用しているとは認めるに足りず、かえって、被告が主張するように、いわゆる機械学習を利用して生成されたアルゴリズムを適用して、入力された取引内容に対



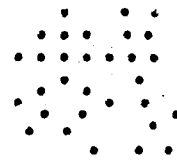
応する勘定科目を推測していることが窺われる。

なぜならば、被告方法において、仮に、取引内容の記載に含まれるキーワードについて対応する勘定科目を対応づけた対応テーブル（対応表のデータ）を参照しているのであれば、複合語を入力した場合に出力される勘定科目の推定結果が組み合わせ前の語による推定結果のいずれとも合致しないことや、摘要の入力が同一なのに金額やサービスカテゴリーを変更すると異なる勘定科目の推定結果が出力されることが生じるとは考えにくいし、通常の日本語には存在しない語をキーワードとする対応テーブル（対応表のデータ）が予め作成されているとは考えにくいからそのような語に対して何らかの勘定科目の推定結果が出力されることも不合理だからである。

イ 原告の主張について

これに対し、原告は、被告による被告方法の実施結果（乙1）のうち、本取引①ないし⑭については、例えば、本取引⑥の摘要「店舗チケット」に記載された「店舗」「チケット」「店舗チケット」の三つの単語全てを用いるというのが被告の主張であるところ、被告は、「店舗チケット」に対応づけられた勘定科目を看過していると主張する。しかしながら、被告は、例えば本取引⑥の摘要「店舗チケット」について「店舗チケット」をキーワードとしているといった主張はしていないし、そのような事実を認めるに足りる証拠もない。

また、原告は、本取引⑮ないし⑳では、未知のキーワードの一部に勘定科目と対応づけられているものがあれば、当該勘定科目が付与されるし、未知のキーワードについては一律に金額に応じた勘定科目を付与する例外処理の存在も窺われ、本訴提起後に被告が改変を施した結果とも解することができる、と主張する。しかしながら、被告方法について、本取引⑮ないし㉑における未知のキーワードの一部に勘定科目と対応づけられているものがあると



か、未知のキーワードについて一律に金額に応じた勘定科目を付与する例外処理が存在するとか、本訴提起後に被告が被告方法に改変を施したといった原告主張のような事実を認めるに足りる証拠は一切ない。

したがって、原告の上記主張はいずれも採用できない。

(3) 小括

したがって、被告方法は構成要件 1 3 C 及び 1 3 E を充足しない。

さらに、原告は、被告製品 1 が本件発明 1 及び 1 0 の技術的範囲に属し、被告製品 2 が本件発明 1 4 の技術的範囲に属するとも主張するが、上記と同様の理由により、被告製品 1 は構成要件 1 C, 1 E 及び 1 0 B を充足せず、また、被告製品 2 は構成要件 1 4 C 及び 1 4 E を充足しない。

2 争点 2 (均等侵害の成否) について

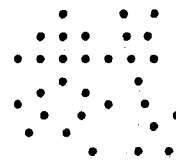
(1) 均等侵害の第 1 要件について

ア 本件発明の目的

本件発明は、中小企業及び個人事業主に対し、発生主義の原則に従うべき時期的制約が緩やかであるという実情に沿った、簡便かつ安価な会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムを提供することを目的とする(本件明細書段落【0009】)。

イ 本件特許の出願経過

後掲各証拠によれば、原告は、本件特許の出願過程において、出願前に公知であった特開 2011-170490 号公報(乙 4) 及び特開 2004-326300 号公報(乙 5) 記載の発明に基づく進歩性欠如等を理由として、拒絶理由通知(起案日平成 25 年 11 月 1 日。乙 3) を受けたこと、そのため、原告は、平成 25 年 12 月 17 日提出の手續補正書(乙 6) において、本件発明 1, 1 3 及び 1 4 について構成要件 1 E, 1 3 E, 1 4 E の構成を追加する旨の手續補正を行い、それを受けて、平成 26 年 1 月 7 日、特許査定を受けたこと(甲 1)、以上の事実が認められる。



ウ 公知文献の記載内容

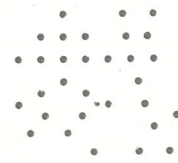
特開 2011-170490 号公報（乙 4）には、SaaS 型汎用会計処理システムにおいて、①事業者システム 30 から取得した仕訳対象データを解析し、仕訳に必要な取引明細情報を抽出すること（段落【0056】）、②仕訳対象データに含まれる各取引をマッチング対象として、各取引の取引明細情報内の摘要文字列と明細マッチング情報 MD 2 内の摘要条件の文字列（キー情報）とを照合し、一致した場合には、その文字列に対応する明細マッチング情報 MD 2 内の「勘定科目」を読み出すことで、当該取引の勘定科目を自動判定するマッチング処理を行うこと（段落【0078】 - 【0086】）、③マッチング処理が完了した時点で、各明細情報の一覧を示す取得明細一覧画面をユーザ端末 20 に送信して表示させ、当該取得明細一覧画面上で一つの取引を選択すると、当該取引の仕訳情報入力画面をユーザ端末 20 に送信して表示させ、仕訳情報である「相手勘定科目」、「相手補助科目」、「摘要」等の入力・変更ができること（段落【0087】 - 【0093】）、が開示されていると認められる。

エ 本件発明の本質的部分について

本件明細書の従来技術として上記ウの公知文献は記載されておらず、同記載は不十分であるため、上記公知文献に記載された発明も踏まえて本件発明の本質的部分を検討すべきである。

そして、上記公知文献の内容を検討すると、上記ウ①、②から、取引明細情報は、取引ごとにマッチング処理が行われることからすれば、乙 4 に記載された SaaS 型汎用会計処理システムにおいても、当該取引明細情報を取引ごとに識別することは当然のことである。

また、上記ウ③の「取得明細一覧画面上」の「各明細情報」は、マッチング処理済みのデータであるから、「取得明細一覧画面」は「仕訳処理画面」といえる。



さらに、上記ウ③の「仕訳情報入力画面」は、従来から知られているデータ入力のための支援機能の一つに過ぎず（段落【0002】、【0057】）、表示された取引一覧画面上で各取引に係る情報を当該画面から直接入力を行うこと及び該入力の際プルダウンメニューを使用することも普通に行われていること（特開2004-326300号公報（乙5）段落【0066】－【0081】）からすれば、「取引明細一覧画面」に仕訳情報である「相手勘定科目」等を表示し変更用のプルダウンメニューを配置することは当業者が適宜設計し得る程度のことである。

以上によれば、本件発明1、13及び14のうち構成要件1E、13E及び14Eを除く部分の構成は、上記公知文献に記載された発明に基づき当業者が容易に発明をすることができたものと認められるから、本件発明1、13及び14のうち少なくとも構成要件1E、13E及び14Eの構成は、いずれも本件発明の進歩性を基礎づける本質的部分であるというべきである。

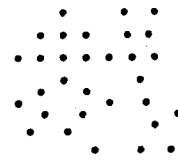
このことは、上記イの本件特許に係る出願経過からも裏付けられる。

原告は、構成要件1E、13E及び14Eの構成について均等侵害を主張していないように見えるが、仮に上記各構成要件について均等侵害を主張していると善解しても、これらの構成は本件発明1、13及び14の本質的部分に該当するから、上記各構成要件を充足しない被告製品1、2並びに被告方法については、均等侵害の第1要件を欠くものというべきである。

(2) 均等侵害の第5要件について

上記(1)イ認定の本件特許に係る出願経過によれば、原告は、構成要件1E、13E及び14Eの各構成を有さない対象製品等を本件発明1、13、及び14に係る特許請求の範囲から意識的に除外したものと認められるから、被告製品1、2並びに被告方法については、均等侵害の第5要件をも欠くというべきである。

(3) 小括



したがって、被告製品 1，2 並びに被告方法については、均等侵害も成立しない。

3 結論

よって、その余の点について検討するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

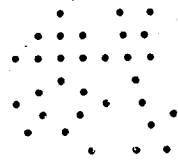
(なお、本件においては、原告から「被告が本件機能につき行った特許出願にかかる提出書類一式」を対象文書とする平成 29 年 4 月 14 日付け文書提出命令の申立てがあったため、当裁判所は、被告に対し上記対象文書の提示を命じた上で、特許法 105 条 1 項但書所定の「正当な理由」の有無についてインカメラ手続を行ったところ、上記対象文書には、被告製品及び被告方法が構成要件 1 C，1 E，1 3 C，1 3 E，1 4 C 又は 1 4 E に相当又は関連する構成を備えていることを窺わせる記載はなかったため、秘密としての保護の程度が証拠としての有用性を上回るから上記「正当な理由」が認められるとして、上記文書提出命令の申立てを却下したものである。原告は、上記対象文書には重大な疑義があるなどとして、口頭弁論再開申立書を提出したが、そのような疑義を窺わせる事情は見当たらないから、当裁判所は、口頭弁論を再開しないこととした。)

東京地方裁判所民事第 47 部

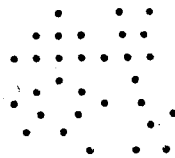
裁判長裁判官 沖 中 康 人

裁判官 矢 口 俊 哉

裁判官島田美喜子は、差支えのため署名押印できない。



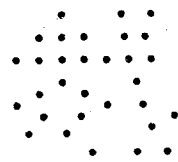
裁判長裁判官 沖 中 康 人



(別紙)

被 告 製 品 目 録

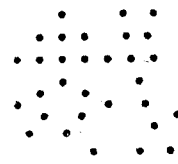
- 1 会計サービス「MFクラウド会計」を提供するクラウドシステム
- 2 会計サービス「MFクラウド会計」を提供するためのプログラム



(別紙)

被 告 方 法 目 録

会計サービス「MFクラウド会計」を提供する方法



(別紙)

原告主張に係る被告方法の構成

(1) 構成 a

被告方法は、クラウド型会計ソフトにより提供されるものであるから（甲5）、クラウドシステム上で行われる会計処理である。

(2) 構成 b

被告方法は、ウェブから取り込まれた明細データに含まれる各取引について、取引ごとに勘定科目を自動的に付与しているから（甲6別紙13）、クラウドシステムに取り込まれたウェブ明細データを取引ごとに識別する。

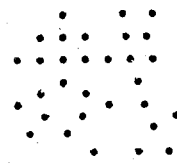
(3) 構成 c

被告方法は、摘要に「タクシー」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与し、「五反田」と記載された取引に「会議費」の勘定科目を付与し、「書店」と記載された取引に「新聞図書費」の勘定科目を付与し、「ドコモ」と記載された取引に「通信費」の勘定科目を付与している（甲6別紙13）。

したがって、被告方法は、上記クラウドシステムにおいて、摘要の記載に基づいて、記載に含まれるキーワードと勘定科目とを対応づけておき、これを参照することで、摘要の記載に含まれるキーワードに対応する勘定科目を自動的に付与し、仕訳する。

(4) 構成 d

被告方法は、上記クラウドシステムにアクセスするユーザーのノートPCのウェブブラウザに、日付、金額、摘要及び勘定科目を表示させており（甲6別紙13）、これらを含む仕訳済みデータを作成し、上記ノートPCに送信して



いる。

当該ノートPCに表示される画面には、自動的に提案した勘定科目に「雲のマーク」がつけられ（甲5）、たとえば、「タクシー」と記載された取引に付与された「旅費交通費」の勘定科目の左側に「雲のマーク」が表示されている。そして、「雲のマーク」の反対側には下向きの▼によって勘定科目を修正するためのプルダウンメニューが示されている（甲6別紙13）。

（5）構成 e

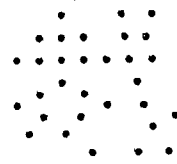
被告方法は、摘要に「五反田タクシー」と記載された取引に「五反田」に対応づけられた「会議費」ではなく「タクシー」に対応づけられた「旅費交通費」を付与し、「五反田書店」と記載された取引に「五反田」に対応づけられた「会議費」ではなく「書店」に対応づけられた「新聞図書費」を付与し、「五反田ドコモ」と記載された取引に「五反田」に対応づけられた「会議費」ではなく「ドコモ」に対応づけられた「通信費」を付与している（甲6別紙13）。

また、被告方法は、摘要に「五反田タクシー書店」と記載された取引に「五反田」に対応づけられた「会議費」ではなく、また「書店」に対応づけられた「新聞図書費」ではなく、「タクシー」に対応づけられた「旅費交通費」を付与している（甲6別紙13）。

したがって、被告方法は、摘要の記載に複数のキーワードが含まれる場合に、いずれか1つのキーワードによりキーワードと勘定科目との対応づけを参照した結果に基づいて、当該キーワードに対応づけられた勘定科目を付与する。

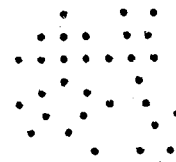
（6）構成 f

被告方法は、上記クラウドシステムをクレジットカードなどの金融機関等の口座と連携させて、自動的にウェブから明細データを取得可能である（甲6別紙3）。



(7) 構成 g

被告方法は、ユーザーによる仕訳結果を教師データとする教師あり学習により生成された、当該教師データに示される摘要の記載と勘定科目との対応づけを表すデータを参照する。



(別紙) 原告による被告方法の実施結果

1 構成cについて

被告方法は、摘要に「タクシー」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与し、「五反田」と記載された取引に「会議費」の勘定科目を付与し、「書店」と記載された取引に「新聞図書費」の勘定科目を付与し、「ドコモ」と記載された取引に「通信費」の勘定科目を付与している（甲6別紙13）。

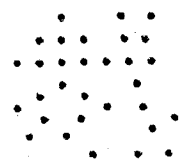
被告方法は、摘要に「ホテル」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与し、「レストラン」と記載された取引に「接待交際費」の勘定科目を付与し、「AU」と記載された取引に「通信費」の勘定科目を付与している（甲8別紙7-1）。

被告方法は、摘要に「カフェ」と記載された取引に「接待交際費」の勘定科目を付与し、「交通」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与し、「FACEBOOK」と記載された取引に「広告宣伝費」の勘定科目を付与している（甲8別紙8-1）。

2 構成eについて

被告方法は、摘要に「五反田タクシー」と記載された取引に「旅費交通費」を付与し、「五反田書店」と記載された取引に「新聞図書費」の勘定科目を付与し、「五反田ドコモ」と記載された取引に「通信費」の勘定科目を付与している（甲6別紙13）。

また、被告方法は、摘要に「五反田タクシー書店」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与している（甲6別紙13）。

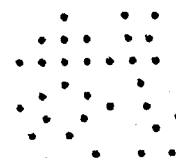


被告方法は、摘要に「レストランホテル」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与し、「AUホテル」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与し、「AUレストラン」と記載された取引に「通信費」の勘定科目を付与している（甲8別紙7-2）。

そして、被告方法は、摘要に「AUレストランホテル」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与している（甲8別紙7-2）。

被告方法は、摘要に「カフェ交通」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与し、「FACEBOOKカフェ」と記載された取引に「広告宣伝費」の勘定科目を付与し、「FACEBOOK交通」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与している（甲8別紙8-2）。

そして、被告方法は、摘要に「カフェFACEBOOK交通」と記載された取引に「旅費交通費」の勘定科目を付与している（甲8別紙8-2）。



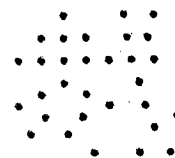
(別紙) 被告による被告方法の実施結果

入力例①に対する勘定科目の推定結果 (乙1の第3, 3(1))

	摘要 (入力)	勘定科目の推定結果 (出力)
本取引①	商品	備品・消耗品費
本取引②	店舗	福利厚生費
本取引③	チケット	短期借入金
本取引④	商品店舗	備品・消耗品費
本取引⑤	商品チケット	備品・消耗品費
本取引⑥	店舗チケット	旅費交通費
本取引⑦	商品店舗チケット	仕入高

入力例②に対する勘定科目の推定結果 (乙1の第3, 3(2))

	摘要 (入力)	勘定科目の推定結果 (出力)
本取引⑧	東京	旅費交通費
本取引⑨	還付	福利厚生費
本取引⑩	電気	福利厚生費
本取引⑪	東京還付	旅費交通費
本取引⑫	東京電気	旅費交通費
本取引⑬	還付電気	福利厚生費
本取引⑭	東京還付電気	接待交際費



入力例③及び④に対する勘定科目の推定結果（乙1の第3，3(3)）

	摘要（入力）	出金額	サービス カテゴリ	勘定科目の推定 結果（出力）
本取引⑮ （本取引 ⑧と同じ）	東京	5040円	カード	旅費交通費
本取引⑯	東京	500万円	カード	福利厚生費
本取引⑰	東京	5040円	銀行	預り金
本取引⑱	東京	500万円	銀行	現金

入力例⑤及び⑥に対する勘定科目の推定結果（乙1の第3，3(4)）

	摘要（入力）	出金額	サービス カテゴリ	勘定科目の推定 結果（出力）
本取引⑲	鴻働葡賃	5000円	カード	仕入高
本取引⑳	鴻働葡賃	500万円	カード	備品・消耗品費
本取引㉑	鴻働葡賃	5000円	銀行	支払手数料
本取引㉒	鴻働葡賃	500万円	銀行	現金

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 特 許 公 報 (B1)

(11) 特許番号

特許第5503795号

(P5503795)

(45) 発行日 平成26年5月28日 (2014. 5. 28)

(24) 登録日 平成26年3月20日 (2014. 3. 20)

(51) Int. Cl.

F I

G06Q 10/00 (2012.01)

G06Q 10/00 100

G06Q 10/10 (2012.01)

G06Q 10/10 120N

請求項の数 14 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2013-216457 (P2013-216457)	(73) 特許権者	513056101
(22) 出願日	平成25年10月17日 (2013. 10. 17)		フリー株式会社
(62) 分割の表示	特願2013-55252 (P2013-55252)		東京都台東区根岸三丁目12番15号
	の分割	(74) 代理人	230104019
原出願日	平成25年3月18日 (2013. 3. 18)		弁護士 大野 聖二
審査請求日	平成25年10月17日 (2013. 10. 17)	(74) 代理人	100106840
			弁理士 森田 耕司
早期審査対象出願		(74) 代理人	100113549
			弁理士 鈴木 守
		(74) 代理人	100115808
			弁理士 加藤 真司
		(74) 代理人	100131451
			弁理士 津田 理
		(74) 代理人	100174078
			弁理士 大谷 寛

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

クラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理装置であって、
 ユーザーにクラウドコンピューティングを提供するウェブサーバを備え、前記ウェブサーバは、

ウェブ明細データを取引ごとに識別し、

各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳し、

日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成し、

作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示され、

前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有し、

前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする会計処理装置。

【請求項 2】

前記ウェブ明細データは、複数の金融機関又はクレジットカード会社が提供する複数の種類のウェブ明細データを含むことを特徴とする請求項 1 に記載の会計処理装置。

【請求項 3】

10

20

前記複数の種類のウェブ明細データは、日付順に前記仕訳処理画面に表示されることを特徴とする請求項2に記載の会計処理装置。

【請求項4】

前記複数の種類のウェブ明細データは、種類ごとに前記仕訳処理画面に表示されることを特徴とする請求項2に記載の会計処理装置。

【請求項5】

ユーザーが、自動的に仕訳された勘定科目を前記メニューから選択して修正した場合に、ユーザーごとのユーザールールとして、前記会計処理装置の記憶部に格納することを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載の会計処理装置。

【請求項6】

前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、表記ゆれを補正する補正ルールを適用した後に、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載の会計処理装置。

【請求項7】

前記補正ルールは、前記対応テーブルに保持されたキーワードに対し、アルファベット表記、かな表記、若しくは漢字表記の表記ゆれ、中黒の有無の表記ゆれ、又は、ハイフン、マイナス、若しくは長音符号の表記ゆれを補正するルールであることを特徴とする請求項6に記載の会計処理装置。

【請求項8】

前記優先ルールは、前記対応テーブルが保持するキーワードに、品目、取引先の順に優先順位をつけることを特徴とする請求項1から7のいずれかに記載の会計処理装置。

【請求項9】

前記優先ルールは、前記対応テーブルが保持するキーワードに、品目、取引先、ビジネスのドメインを連想させるビジネスカテゴリー、グループ会社のグループ名、商業施設名の順に優先順位をつけることを特徴とする請求項8に記載の会計処理装置。

【請求項10】

前記ウェブ明細データをインターネット上から自動的に取得するウェブ明細データ取得部をさらに備えることを特徴とする請求項1から9のいずれかに記載の会計処理装置。

【請求項11】

前記会計処理装置は、

前記ウェブサーバとVPNにより接続されたデータベースを備え、

前記対応テーブル及び作成された前記仕訳データは、前記データベースに格納されることを特徴とする請求項1から10のいずれかに記載の会計処理装置。

【請求項12】

前記ウェブ明細データ取得部が取得した前記ウェブ明細データは、前記データベースに格納されることを特徴とする請求項10に記載の会計処理装置。

【請求項13】

ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理方法であって、

前記ウェブサーバが、ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、

前記ウェブサーバが、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、

前記ウェブサーバが、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを含み、

作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示され、

前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有し、

前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数

のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする会計処理方法。

【請求項 14】

ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理プログラムであって、前記ウェブサーバに、

ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、

各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、

日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを含み、

作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示され、

前記仕訳処理画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有し、

前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする方法を実行させるための会計処理プログラム。

10

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムに関し、より詳細には、クラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

企業会計は、慣習として発達した企業会計原則に則り実施されることがルールとなっており、当該原則の一つに、損益計算書（P/L）につき「発生主義」の原則がある。発生主義（accrual basis）とは、現金の実際の収入及び支出とは関係なく、収益又は費用の事実が発生した時点で、計上しなければならないとする原則である。これは、収益及び費用を、現金の受渡しの時点で認識する現金主義とは反対の概念である。

30

【0003】

各企業は、一定期間の収入及び支出を計算し、利益又は損失を算出する決算を行い、決算で作成された貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）等の財務諸表を会社法の規定に基づき公告することが定められている。特に、金融商品取引法適用会社については、決算に関して時間的制約が強く、上場企業であれば四半期決算、非上場企業であっても四半期決算又は半年ごとの中間決算が求められる。

【0004】

このように、定期的な決算処理が必要であり、かつ、発生主義の原則の下で損益計算書の作成が必須であると、決算期に過大な負担がかかることを避けるために、決算期に振り返って損益計算書を作成するのではなく、日々の業務の中で生じる収益及び費用を、常に、発生主義の原則に沿って言えばデイリーベースで処理していくことが必要となり、実務上もそのように処理がなされている。

40

【0005】

たとえば、大企業においては、会計処理のための社内システムがあり、発生した取引を勘定科目に仕訳して仕訳データとして登録する作業を、各部門の担当者が日常の業務として行っている。このように仕訳した仕訳データを蓄積していき仕訳帳データ及び総勘定元帳データを作成することによって、各決算期にスピーディーな財務諸表（決算書）の作成

50

が可能となっている。作成された総勘定元帳データから賃借対照表、損益計算書等の財務諸表の作成については、市販の会計ソフトが用いられる場合が多い。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0006】

【非特許文献1】総務省、平成23年通信利用動向調査（企業編）、31頁

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

市販の会計ソフトは、このような企業会計実務に対応するために必要な機能を備えているものの、様々な企業の需要に応えることのできる汎用ソフトであることの欠点も抱えている。

10

【0008】

すなわち、会計処理を要する企業のすべてに対して、発生主義の原則に沿った会計処理をデイリーベースで行うスピード感が求められるわけではないのである。出願人は、大企業ではなく、中小企業及び個人事業主に焦点を当てると、市販の会計ソフトは、その実情に合った機能を提供し得ていないことを見出した。中小企業及び個人事業主に求められる決算は、年に一度だけであり、この決算時には法の定めに従い遅滞なく公告を行う必要があるものの、年に一度の決算時に発生主義の原則に沿った仕訳帳データ及び総勘定元帳データが得られれば足りるのであって、デイリーベースの仕訳処理は不要といってよい。

20

【0009】

本発明は、このような問題点に鑑みてなされたものであり、その目的は、中小企業及び個人事業主に対し、発生主義の原則に従うべき時期的制約が緩やかであるという実情に沿った、簡便かつ安価な会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0010】

このような目的を達成するために、本発明の第1の態様は、クラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理装置であって、ユーザーにクラウドコンピューティングを提供するウェブサーバを備え、前記ウェブサーバは、ウェブ明細データを取引ごとに識別し、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳し、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成することを特徴とする。

30

【0011】

また、本発明の第2の態様は、第1の態様において、前記ウェブ明細データは、複数の金融機関又はクレジットカード会社が提供する複数の種類のウェブ明細データを含むことを特徴とする。

【0012】

また、本発明の第3の態様は、第1又は第2の態様において、作成された前記仕訳データは、ユーザーが前記ウェブサーバにアクセスするコンピュータに送信され、前記コンピュータのウェブブラウザに、仕訳処理画面として表示されることを特徴とする。

40

【0013】

また、本発明の第4の態様は、第2又は第3の態様において、前記複数の種類のウェブ明細データは、日付順に前記仕訳処理画面に表示されることを特徴とする。

【0014】

また、本発明の第5の態様は、第2又は第3の態様において、前記複数の種類のウェブ明細データは、種類ごとに前記仕訳処理画面に表示されることを特徴とする。

【0015】

また、本発明の第6の態様は、第1から第5のいずれかの態様において、前記仕訳処理

50

画面は、勘定科目を変更するためのメニューを有することを特徴とする。

【0016】

また、本発明の第7の態様は、第1から第6のいずれかの態様において、ユーザーが、自動的に仕訳された勘定科目を前記メニューから選択して修正した場合に、ユーザーごとのユーザールールとして、前記会計処理装置の記憶部に格納することを特徴とする。

【0017】

また、本発明の第8の態様は、第1から第7のいずれかの態様において、前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、表記ゆれを補正する補正ルールを適用した後に、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする。

【0018】

また、本発明の第9の態様は、第8の態様において、前記補正ルールは、前記対応テーブルに保持されたキーワードに対し、アルファベット表記、かな表記、若しくは漢字表記の表記ゆれ、中黒の有無の表記ゆれ、又は、ハイフン、マイナス、若しくは長音符号の表記ゆれを補正するルールであることを特徴とする。

【0019】

また、本発明の第10の態様は、第1から第9のいずれかの態様において、前記対応テーブルを参照した自動仕訳は、前記各取引の取引内容の記載に対して、複数のキーワードが含まれる場合にキーワードの優先ルールを適用し、優先順位の最も高いキーワードにより、前記対応テーブルの参照を行うことを特徴とする。

【0020】

また、本発明の第11の態様は、第10の態様において、前記優先ルールは、前記対応テーブルが保持するキーワードに、品目、取引先の順に優先順位をつけることを特徴とする。

【0021】

また、本発明の第12の態様は、第11の態様において、前記優先ルールは、前記対応テーブルが保持するキーワードに、品目、取引先、ビジネスのドメインを連想させるビジネスカテゴリー、グループ会社のグループ名、商業施設名の順に優先順位をつけることを特徴とする。

【0022】

また、本発明の第13の態様は、第1から第12のいずれかの態様において、前記ウェブ明細データをインターネット上から自動的に取得するウェブ明細データ取得部をさらに備えることを特徴とする。

【0023】

また、本発明に第14の態様は、第13の態様において、前記ウェブ明細データ取得部は、ウェブスクレイピングによって、前記ウェブ明細データを取得することを特徴とする。

【0024】

また、本発明の第15の態様は、第14の態様において、前記ウェブ明細データ取得部は、前記記憶部に格納された口座番号及び暗証番号を読み出してウェブスクレイピングを行うことを特徴とする。

【0025】

また、本発明の第16の態様は、第13から第15のいずれかの態様において、前記ウェブ明細データ取得部は、前記データベースとVPNにより接続されたスクレイピングサーバであることを特徴とする。

【0026】

また、本発明の第17の態様は、第1から第16のいずれかの態様において、前記会計処理装置は、前記ウェブサーバとVPNにより接続されたデータベースを備え、前記対応テーブル及び作成された前記仕訳データは、前記データベースに格納されることを特徴とする。

【0027】

また、本発明の第18の態様は、第17の態様において、前記ウェブ明細データ取得部が取得した前記ウェブ明細データは、前記データベースに格納されることを特徴とする。

【0028】

また、本発明の第19の態様は、ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理方法であって、前記ウェブサーバが、ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、前記ウェブサーバが、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、前記ウェブサーバが、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを含むことを特徴とする会計処理方法である。

10

【0029】

また、本発明の第20の態様は、ウェブサーバが提供するクラウドコンピューティングによる会計処理を行うための会計処理プログラムであって、前記ウェブサーバに、ウェブ明細データを取引ごとに識別するステップと、各取引を、前記各取引の取引内容の記載に基づいて、前記取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳するステップと、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含む仕訳データを作成するステップとを実行させるための会計処理プログラムである。

【発明の効果】

【0030】

20

本発明によれば、中小企業及び個人事業主に焦点を当てて、ユーザーにクラウドコンピューティングを提供するウェブサーバにおいてウェブ明細データを取引ごとに識別し、各取引を、各取引の取引内容の記載に基づいて、取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照して、特定の勘定科目に自動的に仕訳することにより、発生主義の原則に従うべき時期的制約が緩やかであるという実情に沿った、簡便かつ安価な会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムを提供することにある。

【図面の簡単な説明】

【0031】

【図1】本発明の一実施形態に係る会計処理装置を示す図である。

30

【図2】本発明の一実施形態に係る仕訳処理画面を示す図である。

【図3】自動的に分類された勘定科目の修正時の仕訳処理画面を示す図である。

【図4】作成された仕訳データの一覧を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0032】

以下、図面を参照して本発明の実施形態を詳細に説明する。

【0033】

(本発明の概要)

本発明は、中小企業及び個人事業主においては、発生主義の原則に従うべき時期的制約が緩やかであるという実情に照らして、デイリーベースではなく、事後的に、ウェブ明細データを分析して仕訳処理を行って仕訳帳データを作成する。

40

【0034】

本発明はウェブ明細データを利用する点で、現時点では、中小企業及び個人事業主のうち、その恩恵を受けることができる割合が限られている。すなわち、我が国の企業におけるクラウドコンピューティングの利用率は、非特許文献1に記載されているとおり、9.1%に過ぎない、つまり大部分においてウェブ上のリソースが活用されていないのである。本発明は、中小企業及び個人事業主に初めて焦点を当てた上で、かつ、今後のクラウドコンピューティングの利用率向上を見越してなされたものであり、そこに大きな先進性がある。

【0035】

50

図1に、本発明の一実施形態に係る会計処理装置を示す。会計処理装置100は、ユーザーにクラウドコンピューティングを提供するウェブサーバ110と、会計処理装置110と仮想プライベートネットワーク(VPN)技術により接続されたデータベース120と、データベース120とVPN技術により接続されたスクレイピングサーバ130とを備える。

【0036】

ユーザーは、PC、スマートフォン、タブレット等のコンピュータ140のウェブブラウザを用いて、ウェブサーバ110のURLにアクセスする。ウェブサーバ110は、取り込んだウェブ明細データを取引ごとに識別し、各取引を、各取引の取引内容の記載に基づいて、特定の勘定科目に自動的に仕訳する。ウェブサーバ110は、この際、取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照する。作成された仕訳データは、日付、取引内容、金額及び勘定科目を少なくとも含み、こうした仕訳データの蓄積が仕訳帳データとなる。

【0037】

対応テーブル及び仕訳データは、ウェブサーバ110に格納してもよいが、データベース120に格納してもよい。

【0038】

ウェブサーバ110は、作成した仕訳データを含むHTMLプログラムをコンピュータ140に送信し、これは、コンピュータ140のウェブブラウザによって仕訳処理画面として表示され、ユーザーに提示される。本発明の各機能は、Ruby及びMySQLによって実装することができ、一部をHTML中のJavaScript(登録商標)によって実装することができる(たとえば、後述する図3のプルダウンメニュー)。つまり、ウェブサーバ110は、Ruby等の言語で記述されたプログラムを実行することにより、各機能を実行する手段として動作する。

【0039】

図2に、本発明の一実施形態に係る仕訳処理画面を示す。取り込んだウェブ明細データを取引ごとに識別し、各取引につき、日付欄201(「2012/11/30」)、金額欄202(「-3,885」)、取引内容を示す概要欄203(「イーモバイルー東京都港区」)、勘定科目欄204(「通信費」)、勘定科目とは別個の区分を設ける摘要タグ欄205等が表示されている。

【0040】

ウェブ明細データの取り込みは、ユーザーがCSV等の形式のファイルを自らアップロードすることも可能であるが、本発明の一実施形態では、インターネット上から自動的に取得するウェブ明細データ取得部をさらに設けることができる。具体的には、データベース120とVPN技術により接続されたスクレイピングサーバ130を配置し、ユーザーが登録し、ウェブサーバ110ないしデータベース120に格納された口座番号及びパスワードを読み出して、ウェブスクレイピングによって、金融機関151、クレジットカード会社152等から各種のウェブ明細データを取得することができる。取得されたウェブ明細データは、ウェブサーバ110ないしデータベース120に格納され、仕訳処理の際に読み出される。

【0041】

多くの場合、複数の金融機関又はクレジットカード会社が提供する複数の種類のウェブ明細データがウェブサーバ110に取り込まれ、その種類ごとに取引処理画面200に表示してもよいし、図2に示すように日付の順に表示してもよい。

【0042】

また、図2では、各取引につき、表示された内容をユーザーが確認して「登録」ボタンを押下することで、仕訳データが作成され、記憶されるように示されているが、「登録」ボタンの押下を不要にして、ウェブサーバ110が対応テーブルを参照して自動的に作成した仕訳データをそのまま記憶し、取引処理画面200では、必要な修正のみを行うようにしてもよい。

【0043】

図3に、自動的に分類された勘定科目の修正時の仕訳処理画面を示す。勘定科目欄204がクリックされると、仕訳処理画面200は、他の選択肢を示すプルダウンメニュー301を表示する。各選択肢には、ヘルプ302を付けることで経理の知識がなくてもカンタンに適切な環状科目を選択することができる。修正した結果は、ユーザーごとのユーザールールとしてウェブサーバ110ないしデータベース120に保存され、次回からは修正された勘定科目を表示することができる。

【0044】

摘要タグ欄205についても、勘定科目と同様に対応テーブルを参照して自動的に摘要タグを割り当てて表示することが可能であり、その場合には、勘定科目欄204と同様にプルダウンメニューの表示、修正結果の保存・利用を行うことができる。

10

【0045】

後述のとおり、対応テーブルの作成には莫大な労力が必要であり、そのことも起因して、これまで本発明のように予め作成された対応テーブルを参照して勘定科目等を自動的に割り当てる技術は存在しなかったところ、このような修正結果の蓄積は、対応テーブルの精度を高める上で有益な情報であり、スタンドアロンアプリケーションではなく、クラウド技術であるからこそ、取得できるものである。

【0046】

上記のように作成された仕訳データは、図4に示すように、コンピュータ140のウェブブラウザ上で一覧表示させることができる。

20

【0047】

(仕訳処理の詳細)

事後的な仕訳処理を、ウェブサーバ110を利用して自動的に行おうとしても、現実には、取引内容の記載と勘定科目とを対応づける対応テーブルが必要であるが、その作成には、膨大なデータ量の蓄積と検証作業を伴う。仮に大企業での利用を考えると、このような対応テーブルの作成は、もはや原理的に不可能であることが分かる。大企業は、企業間の取引が複雑で、入出金先としては同一の取引先に対して異なる勘定科目に分類すべき取引が多い。したがって、入出金明細の取引内容の記載から自動的に勘定科目を特定することは、不可能である。企業間取引の入り組んでいない中小企業及び個人事業主に着目して初めて、取引内容と勘定科目との関連づけを類型化して、対応テーブルの作成が可能となる。

30

【0048】

そうとは言え、銀行、クレジットカード会社等が提供するウェブ明細に記載された取引内容の欄は、同一の内容であっても各社の表記にはかなりのばらつきがあり、対応テーブルの作成は容易ではないことも、出願人は見出した。

【0049】

そこで、本発明の一実施形態では、取引内容を示す概要欄203の記載の表記ゆれを補正する補正ルールを適用することで、対応テーブルから実質的に重複する関連づけを削除することができる。

【0050】

たとえば、取引内容欄に「ANA」と記載されている場合、これは「旅費交通費」に分類することができる。現実のウェブ明細では、「ANA」の表記に統一されているわけではなく、「エーエヌエー」、「エー・エヌ・エー」等、様々な表記ゆれが存在するため、対応テーブルに、これらすべてについて対応づけを保持することも一つの方法であるが、本発明の一実施形態では、上述のとおり補正ルールを適用して対応テーブル自体には、たとえば「ANA」と「旅費交通費」の対応づけのみを保持するようにする。

40

【0051】

補正ルールは、対応テーブルに保持されたキーワードに対し、アルファベット表記、かな表記、若しくは漢字表記の表記ゆれ、中黒の有無の表記ゆれ、又は、ハイフン、マイナス、若しくは長音符号の表記ゆれを補正するルールとすることができる。たとえば、概要

50

欄 203 の記載に「エーエヌエー」、「エー・エヌ・エー」等が存在する場合、補正ルールを適用して、これらはすべて「ANA」に変換した後に、対応テーブルを参照することができる。このようにすることで、対応テーブルにはアルファベット表記のキーワード「ANA」と勘定科目「旅費交通費」との対応づけを行っておけば十分である。

【0052】

補正ルールは、このように規則的に定めることができる場合のほか、各種ウェブ明細に表れる実際の取引内容の記載をみて個別に拡張・修正することもできる。

【0053】

補正ルールは、データベース120に格納しておいて会計処理装置110で読み出しても、会計処理装置110が有するメモリに格納してもよい。

【0054】

(キーワードの優先順位)

上述のように、対応テーブルには、取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけが保持されているが、一つの取引内容に複数のキーワードが含まれる場合には分類の誤りが増加する可能性がある。

【0055】

たとえば、「モロゾフ JR大阪三越伊勢丹店」という取引内容を例に考える。この場合、「JR」の部分で対応テーブルを参照すると、勘定科目として「旅費交通費」に分類されることとなるが、最も可能性の高いのは「モロゾフ」にて贈答品を購入したという状況であり、「接待費」に分類されるべき取引である。つまり、複数含まれるキーワードのうち、いずれのキーワードが取引の正確な分析の上で支配的であるかを判定できるようにすれば、「モロゾフ JR大阪三越伊勢丹店」を対応テーブルが保持すべきキーワードから外し、キーワード数を低減することができる。少ないキーワード数でより多くのウェブ明細を高精度に分析して仕訳処理を行うために、キーワードに優先順位を割り当てることで、精度を高めることが可能である。

【0056】

たとえば、キーワードに次のように優先順位を割り当てることことができる。数字は優先順位を示す。

【0057】

- 1 品目 (item)、
- 2 取引先 (partner)、
- 3 ビジネスカテゴリー (biz_category)、
- 4 グループ名 (corp_group)、
- 5 商業施設名 (building)

カッコ内は、優先ルールを実装する際のキーの例である。ビジネスカテゴリーは、ビジネスのドメインを連想させる言葉で、例えば「石油」、「弁当」、「文具」等である。グループ名は、JRなどのグループ企業のグループ名である。商業施設名は、例えば「六本木ヒルズ」等である。

【0058】

出願人は、このような優先ルールを適用すると勘定科目の自動仕訳精度が明らかに向上することを見出した。5番目まで優先順位を割り当てなくても、品目と取引先に優先順位を割り当てただけでも効果がある。

【0059】

上記例に戻ると、本発明の一実施形態では、対応テーブルに、「モロゾフ」、「JR」、「三越伊勢丹」がそれぞれ登録されており、「モロゾフ」はおおよそ取引が推測できる partner キーワードとして、「JR」は多角的な企業グループとして、「三越伊勢丹」は商業施設名として登録されている。上記例は、当該対応テーブルを参照するとこの3つのキーワードに部分一致することとなるが、この中で、最も説明力が高いと考えられる「モロゾフ」が勘定科目を規定し、「接待費」が候補として自動的に表示される。

【0060】

なお、同じ優先順位のキーワードと複数マッチしている場合には、長い文字数で部分一致しているキーワードをより高い順位でマッチすることができる。たとえば、「ANA」と「Panasonic」の2つのキーワードと部分一致する取引内容の記載については、長い方の「Panasonic」を採用しないと精度が上がらない。

【符号の説明】

【0061】

- 100 会計処理装置
- 110 ウェブサーバ
- 120 データベース
- 130 スクレイピングサーバ
- 140 コンピュータ
- 151 金融機関
- 152 クレジットカード会社
- 200 取引処理画面
- 201 日付欄
- 202 金額欄
- 203 概要欄
- 204 勘定科目欄
- 301 メニュー
- 302 ヘルプ

10

20

【要約】 (修正有)

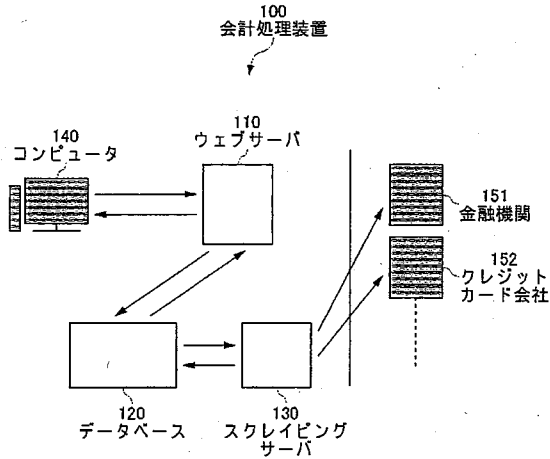
【課題】中小企業及び個人事業主に対し、発生主義の原則に従うべき時期的制約が緩やかであるという実情に沿った、簡便かつ安価な会計処理装置、会計処理方法及び会計処理プログラムを提供する。

【解決手段】会計処理装置100は、ウェブサーバ110と、ウェブサーバ110とVPNにより接続されたデータベース120と、データベース120とVPN技術により接続されたスクレイピングサーバ130とを備える。ユーザーは、コンピュータ140のウェブブラウザを用いて、ウェブサーバ110のURLにアクセスする。ウェブサーバ110は、取り込んだウェブ明細データを取引ごとに識別し、各取引を、各取引の取引内容の記載に基づいて、特定の勘定科目に自動的に仕訳する。ウェブサーバ110は、この際、取引内容の記載に含まれるキーワードと勘定科目との対応づけを保持する対応テーブルを参照する。

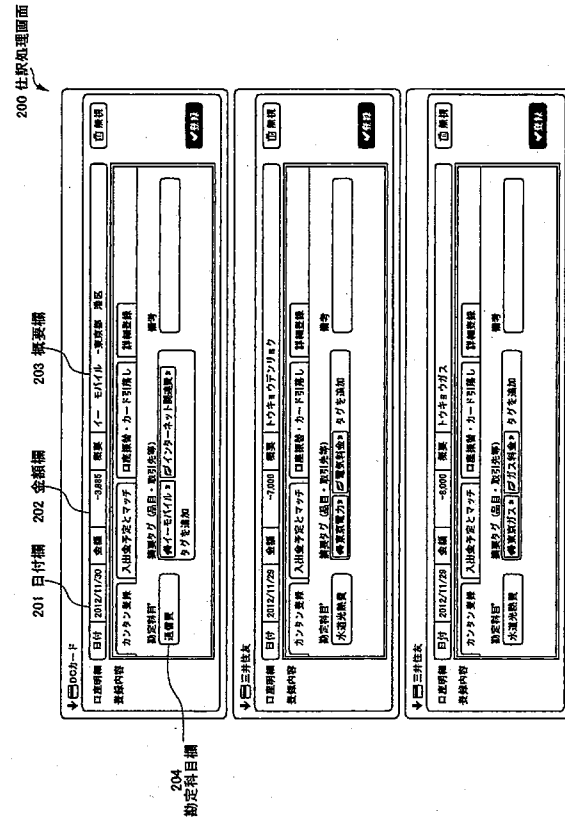
30

【選択図】図1

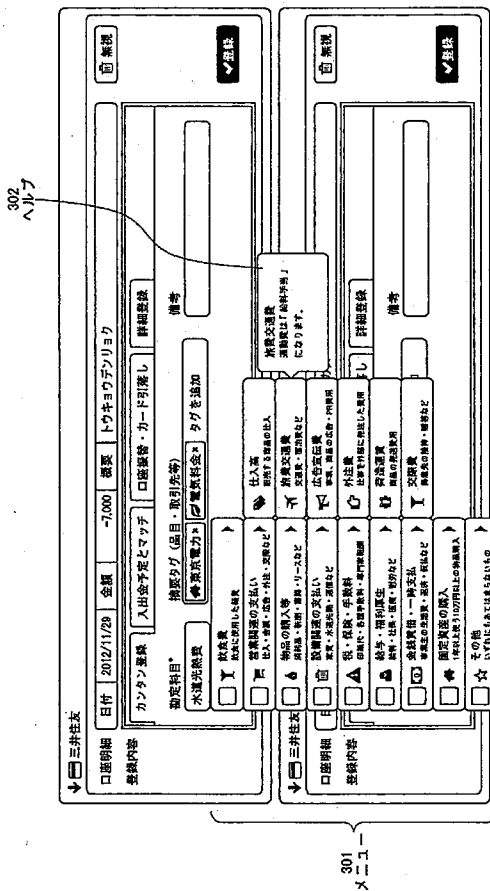
【図 1】



【図 2】



【図 3】



【図 4】

①	発生日	支払日/払戻日	合計	小計	振込科目	振込区分	振込要	備考
×	2012-11-30	2012-11-30	5,000	5,000	振込交通費	振込	八重洲タクシー・タクシー	
×	2012-11-30	2012-11-30	3,885	3,885	振込	振込	イーモバイル・インターネット	
×	2012-11-30	2012-11-30	315	315	新聞図書費	振込	ナビタイム有料サイト金	
×	2012-11-29	2012-11-29	7,000	7,000	水道光熱費	振込	東京電力・電気料金	
×	2012-11-29	2012-11-29	8,000	8,000	水道光熱費	振込	東京ガス・ガス料金	
×	2012-11-25	2012-11-25	3,000	3,000	水道光熱費	振込	ソフトバンク・携帯電話	
×	2012-11-20	2012-11-20	12,000	12,000	保険料	振込	朝日生命生命保険料	

フロントページの続き

(72)発明者 佐々木 大輔

東京都台東区根岸三丁目12番15号 フリー株式会社内

(72)発明者 横路 隆

東京都台東区根岸三丁目12番15号 フリー株式会社内

(72)発明者 平栗 遵宜

東京都台東区根岸三丁目12番15号 フリー株式会社内

審査官 月野 洋一郎

(56)参考文献 特開2011-170490 (JP, A)

特開2004-326300 (JP, A)

特開2003-044644 (JP, A)

特開2003-208503 (JP, A)

特開平11-120271 (JP, A)

特開2003-091694 (JP, A)

特開2001-243369 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00

G06Q 10/10

これは正本である。

平成 2 9 年 7 月 2 7 日

東京地方裁判所民事第 4 7 部

裁判所書記官 笠 原 慎 吾

